

地方独立行政法人会計基準等研究会 公営企業型地方独立行政法人部会 (平成20年度第1回)

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年4月14日(金) 14:00～16:00
- 場所：総務省 共用4会議室
- 出席者：会田部会長、石田委員、樫谷委員、野口委員
栄畑審議官、平嶋公営企業課長、井上公営企業経営企画室長

【議題】

- (1) 前回会合における議論の概要について
- (2) 各国の公会計基準の適用区分等について
- (3) 公営企業型地方独立行政法人の中期計画における運営費交付金の記述について
- (4) その他

【配布資料】

- 資料1 公営企業型地方独立行政法人の減損会計に係る検討等の今後の進め方
(第2回合同会合提出資料)
- 資料2 各国の公会計基準の減損の適用区分
- 資料3 政府補助金にかかるIASBの動向等について
- 資料4 IAS20 政府補助金の定義、範囲について
- 資料5 IFRS、IPSASと地方独立行政法人について
- 資料6 FASB144 非営利法人の寄附金と減損の扱いについて
- 資料7 公営企業型地方独立行政法人の18年度貸借対照表、損益計算書
- 資料8 公営企業型地方独立行政法人の中期計画における運営費負担金等の記述
- 資料9 公営企業型地方独立行政法人の中期計画における予算、収支計画、資金計画一覧
- 資料10 資金収支と損益との関係

【概要】

- 資料1～10について事務局及び野口委員からそれぞれ説明を行った。
- 委員からの主な指摘等
 - 地方独法は損益計算書の開示が求められているので、中期計画においては、予算や収支計画ではなく、損益計算書を重視するべきではないか。
 - 将来キャッシュ・フローに運営費負担金や補助金を加えるという整理ができれば、相応なプログラムになるのではないか。
 - 法人移行時の財産評価の手法が再調達価格ベースで行われているとした場合、減損の測定をキャッシュ・フローベースで行うのは、整合性が取れていないのではないか。キャッシュ・フローベースよりも再調達価格の方が高い場合には、何らかの財政的な支援をしなくては厳しいのではないか。
 - 将来キャッシュ・フローを見込む期間について、日本の企業会計における減損の基準では20年もしくは残存耐用年数の短い方とすることとなっているが、これが妥当であるかどうか検証が必要ではないか。

- 病院事業の固定資産の減損を考えるに際しては、診療報酬の中に減価償却費に織り込まれているのかどうか、確認をする必要があるのではないか。

以 上